

# 令和7年度 集団指導（福祉系在宅サービス事業）

## 実地検査における主な指摘事項等について

### ～訪問介護～

東京都 福祉局 指導監査部 指導第一課  
在宅サービス検査担当

## 実地検査の実施状況等について

### 1 検査の概要

在宅サービス事業（福祉系）には、「訪問介護」、「通所介護」、「訪問入浴介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「居宅介護支援」などの事業があります。

在宅サービス事業に対する実地検査権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づいて実地検査を実施しています。

都の実地検査は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地検査の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

## 指摘の具体事項例

## ▶ 訪問介護員等の員数を常勤換算方法で2.5以上とすること。

○訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上を満たしていない。

(居宅条例第5条第1項、居宅規則第3条第1項第1号、居宅施行要領第3-1-1(1))

## ▶ サービス提供責任者を適切に配置すること。

○サービス提供責任者が常勤専従でない。

○サービス提供責任者について、利用者数に応じた必要な員数を満たしていない。

○勤務時間数が常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していない非常勤のサービス提供責任者がいる。

(居宅条例第5条第1項、居宅規則第3条第1項・第2項・第3項、居宅施行要領第3-1-1(2))

## ▶ 勤務体制を確保すること。

○勤務体制については、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等について、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしなければならないが、明確になっていない。

(居宅条例第11条第1項、居宅施行要領第3-1-3(6)①)

▶ 居宅サービス計画の内容に沿った訪問介護計画を適切に作成し、サービスを提供すること。

- 訪問介護計画を作成していない。
  - 居宅サービス計画の内容が変更となっているにもかかわらず、訪問介護計画を変更していない。
  - 居宅サービス計画に位置付けのあるサービスを訪問介護計画に位置付けていない。
  - 訪問介護計画上、担当する訪問介護員等の氏名、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等が明らかにされていない。
  - 利用者の同意を得ていない。
- (居宅条例第20条、第28条第1項・第2項・第4項、居宅施行要領第3-1-3(20)①②)

▶ 提供したサービスの具体的な内容等を適切に記録すること。

- サービスの提供の記録が適切に作成されていることを確認する体制が整備されておらず、提供した具体的なサービスの内容等を適切に記録していない。
- (居宅条例第23条、居宅施行要領第3-1-3(16))

▶ 実際にサービス提供した時間を正確に記録すること。

- 提供したサービスの記録について、訪問介護員の利用者宅間の移動時間が考慮されておらず、訪問介護が途切れなく連続して行われたかのようにサービスの提供時間が記載されている。
- (居宅条例第23条、居宅施行要領第3-1-3(16))

▶ アセスメントを適切に実施した上で、訪問介護計画の作成及び変更を行うこと。

○訪問介護計画の作成及び変更に当たって、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにするアセスメントを行っていない。

(居宅条例第28条、居宅施行要領第3-1-3(20)①)

▶ 秘密保持等のために必要な措置を講じること。

○訪問介護員に対し、業務上知り得た利用者及び家族の情報を在職中及び退職後も漏らすことがないように、秘密保持の誓約書等を雇用時に取り決めるなどの必要な措置を講じていない。

○利用者の個人情報を用いる場合に、事前に文書で利用者に同意を得ていない。

○利用者の家族の個人情報を用いる場合に、事前に文書でその家族に同意を得ていない。

(居宅条例第34条、居宅施行要領第3-1-3(25))

▶ 利用者に対する訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村に連絡を行うこと。

○事故が発生したにもかかわらず、区市町村への報告を行っていない。

(居宅条例第39条第1項、居宅施行要領第3-1-3(30))

▶ 従業者の記録を整備すること。

- 管理者及びサービス提供責任者の出退勤に関する記録を整備していない。  
(居宅条例第41条第1項)

▶ 変更した事項について速やかに届出を行うこと。

- 厚生労働省令で定める事項に変更があったにもかかわらず、その旨を都知事に届け出ていない。  
(介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条第1項第1号)

▶ 夜間・早朝加算を適切に算定すること。

○訪問介護計画及び居宅サービス計画に位置付けられている時間帯とは異なる時間帯にサービスを提供し、夜間・早朝加算を算定している。

(厚告第19号別表の1のイからハまでの注9、老企第36号第二の2の(13))

▶ 特定事業所加算を適切に算定すること。

○全ての訪問介護員等に対し、健康診断を実施していることが確認できないにもかかわらず、特定事業所加算(Ⅰ)を算定している。

○訪問介護員等ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しておらず、研修も実施していないにもかかわらず、特定事業所加算(Ⅱ)を算定している。

(厚告第19号別表の1のイからハまでの注10、厚告第95号の三、老企第36号第二の2の(14))

▶ 同一建物減算を適切に算定すること。

○正当な理由なく、算定日が属する前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者に提供されたものの占める割合が100分の90以上であるにもかかわらず、12%減算でなく10%減算を適用していた。

(厚告第19号別表の1のイからハまでの注12、老企第36号第二の2の(16))

➤ 緊急時訪問介護加算の算定が不適正なので、是正すること。

- 居宅サービス計画に位置づけられている訪問介護の提供時間帯に緊急時訪問介護加算を算定している。  
(厚告第19号別表の1のイからハまでの注16、老企第36号第二の2の(20))

➤ 初回加算を適切に算定すること。

- サービス提供責任者が訪問介護に同行したか確認できないにもかかわらず、初回加算を算定している。  
(厚告第19号別表の1のニの注、老企第36号第二の2の(21))

➤ 介護職員等処遇改善加算の算定が不適正なので、是正すること。

- キャリアパス要件等を満たしていないにもかかわらず、介護職員等処遇改善加算を算定している。  
(厚告第19号別表の1のチの注、厚告第95号の四、老企第36号第二の2の(25))

## 【根拠法令等】

\* 介護保険法

= 平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

\* 介護保険法施行規則

= 平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

\* 老企第36号

= 平成12年3月1日老企第36号

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

\* 厚告第19号

= 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

\* 厚告第95号

= 平成27年3月23日厚労省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」

\* 居宅条例

= 平成24年10月11日東京都条例第111号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

\* 居宅規則

= 平成24年10月11日東京都規則第141号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

\* 居宅施行要領

= 平成25年3月29日24福保高介第1882号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

# 整備すべき体制について（福祉系の在宅サービス事業）

## 1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

## 2 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

## 3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる

（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

## 4 高齢者虐待防止の推進

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け  
(運営規程で「虐待防止のための措置に関する事項」を定める)

厚生労働省のホームページにおいても、令和6年度介護報酬改定についてご案内しているページがあります。適宜ご確認ください。

厚生労働省HP内「令和6年度介護報酬改定について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

## (参考) 行政処分等の事例

- 1 令和3年度  
通所介護事業所 指定の一部の効力の停止  
(新規の利用者の受入れ停止9か月間)  
行政処分理由 不正請求、虚偽報告  
不正請求額 約1,300万円  
(介護保険法第77条第1項第6号及び第7号該当)
- 2 令和3年度  
訪問介護事業所 指定取消相当※  
行政処分相当理由 運営基準違反、不正請求  
居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為  
不正請求額 約564万円  
※措置前に廃止  
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第11号該当)

## 3 令和4年度

訪問介護事業所

指定の全部の効力の停止  
(現在及び新規の利用者の受け入れ停止3か月間)

行政処分理由

人格尊重義務違反、不正請求、虚偽報告

不正請求額

約170万円

(介護保険法第77条第1項第5号、第6号及び第7号該当)

## 4 令和5年度

訪問介護事業所

監査結果に基づく不正内容 運営基準違反、不正請求、書類提出拒否

不正請求額

約1,760万円

※措置前に廃止

(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第7号該当)